

令和4年3月28日

八王子市議会厚生委員会

(仮称)「八王子市こども基本条例」の制定に向けた条例案要綱

●はじめに

私ども八王子市議会厚生委員会（以下、本委員会）は、「高齢者・障害者・生活福祉」、「保健衛生、医療、保育、子育て」などを主な所管事項とする市議会の常任委員会です。

令和3年6月、八王子市議会基本条例に基づく議会改革の一環として、議会の政策立案機能をより強化するため、「所管事務調査」がスタートしました。

これを受けて、本委員会では、そのテーマのひとつとして、国連の「子どもの権利条約」（後掲）の趣旨を具現化する法的根拠の必要性の観点から、「こども基本条例に関する調査研究について」を設定させて頂きました。

また、今後の方向性としては、任期の2年間をかけて調査研究を深めるとともに、議会における合意形成を得て、所管事務調査の成果としての条例制定を目指すことを本委員会の総意としています。

現在、このテーマについて、現場で尽力されている専門家や他の自治体・議会での先行例に学ぶとともに、委員間協議を行い、本年1月25日に「こども基本条例」の基本的な考え方となる条例案骨子（後掲）を策定するに至っています。

本委員会が策定するこの条例案要綱は、これまでの視察・研修内容や条例案骨子の考え方をもとに各委員からの意見を集約して作成した「条例のアウトライン」の位置づけであるとともに、条例制定に向けた課題発見を目的に行う市民意見調査や条文化に臨む基本的な考え方となります。

また、この度の条例案要綱の策定及び今後の条例制定に向けては、当事者である子どもをはじめとして読み手が分かりやすいよう、平易簡明な文章かつ「です・ます調」の表現で検討していきます。

●前文

○この条例には、条例制定の趣旨、基本的な考え方、子どもや市民へのメッセージを示すため、前文を置きます。

⇒前文に盛り込むべき内容としては、

- ・ 条例の制定趣旨や解釈の根拠規定となること
- ・ 国連の「子どもの権利条約」に基づく条例であること
- ・ 「八王子市子どもすこやか宣言」（後掲）と連動した方向性
- ・ 条例案骨子の考え方

などを想定していますが、今後の調査研究を踏まえてその他の内容を含めた整理を行っていきます。

<参考：国連の「子どもの権利条約」>

「子どもの権利条約」は通称・略称で、正式名称は「児童の権利に関する条約」とされています。

この条約は、児童（18歳未満）の権利の尊重及び確保の観点から必要となる事項を規定したものとして、1989年11月20日の国連総会で採択され、1994年4月22日に日本は批准しています。

<参考：八王子市子どもすこやか宣言>

八王子市では、「子どもの権利条約」の精神を尊重し、子どもたちがいきいきと生活し、自らの可能性を伸ばすとともに、子どもの権利をみんなが理解し、おたがいに信頼しあえる関係を大切にすることにより、子どもたちが心も体も豊かに成長できるよう「八王子市子どもすこやか宣言」を平成13年に行いました。この条例は、その理念を共有し、子どもの権利を保障し、支援するまちづくりに取り組むために制定します。

- ・ わたしたちは、人にはみんな違いがあり、みんなよいところをもっていることを認め、おたがいに相手を尊重します。
- ・ わたしたちは、がまんすることの大切さを理解するとともに好きなことに夢をもち、元気にくらしします。
- ・ わたしたちは、しっかりと自分を表現し、自分の意見や行動に責任をもちます。
- ・ わたしたちは、子どもたち一人ひとりが大切にされ、安心して生活できる家庭を望みます。
- ・ わたしたちは、家庭や学校そして地域で、学習する楽しさがわかり自分の可能性を伸ばすことのできる環境を求めます。

（平成13年2月4日発表）

＜参考：条例案骨子の考え方＞

- (1) 国連の「子どもの権利条約」に基づく八王子市としての条例。
- (2) いわゆる理念条例と政策条例の性格を併せ持つ「総合条例」。
- (3) 子どもの権利擁護、相談、救済、検証等に関する機関・組織の設置を念頭に置いた条例。
- (4) 八王子市の子ども政策との整合性と連動性に配慮した条例。
- (5) 子どもをはじめとして保護者や関連機関・団体など広範な市民意見の集約と反映に努めた条例。

(令和4年1月25日 厚生委員会 了承・決定)

1 目的

○この条例には、この条例の目指す観点を示すため最初に「目的」の章（条項）を置きます。

⇒目的に盛り込むべき内容としては、

- ・ 人類普遍の人権尊重の基盤に立った「子どもの権利の保障」を目指す観点、
- ・ 全市を挙げて「はちおうじっ子」の健やかな成長を図る観点、
- ・ 条例の制定によって到達する目標

などを想定していますが、今後の調査研究を踏まえてその他の内容を含めた整理を行っていきます。

「八王子市子どもすこやか宣言」の理念を共有し、子どもの権利を保障し、全市を挙げて「はちおうじっ子」の健やかな成長を図ることを目的とします。

2 定義

○この条例には、この条例を解釈していくために必要な範囲となる言葉を「定義」する章（条項）を置きます。

⇒定義に盛り込む内容としては、「子ども」、「保護者」、「市民」、「学校等育ち学ぶ施設」などを想定していますが、具体的には、他の市条例との整合性や今後の調査活動等を踏まえて検討していきます。

子ども、保護者、市民、学校等育ち学ぶ施設 などの言葉について定義します。

3 基本理念

○この条例には、この条例の目指す理念を明確化・共有化するため「基本理念」を宣言する章（条項）を置きます。

⇒基本理念には、「子どもの権利条約」の一般原則に基づいて、社会全体の連携と取り組みで、「差別の禁止」、「意見の尊重」、「最善の利益」の考慮等を明記することなどを想定していますが、併せて「前文」の中で明文化することも検討していきます。

「**子どもの権利条約**」の精神を尊重し、自然豊かな八王子で、子どもたちがいきいきと生活し、自らの可能性を伸ばすとともに、子どもの権利をみんなが理解し、おたがいに信頼しあえる関係を大切にすることにより、子どもたちが心も体も豊かに成長できるよう、社会全体の連携と取り組みで、子どもを育む環境を整備する。

4 子どもの権利

○この条例には、この条例で考える権利を整理するため、「子どもの権利」の章（条項）を置きます。

⇒盛り込む内容としては、子どもの「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を基軸として、「子どもの権利条約」及び「子どもすこやか宣言」の趣旨を尊重した条項などを想定しています。

【参考】「子どもの権利条約」に謳われている主な権利

差別の禁止（第2条）、児童の最善の利益の保護（第3条）、生きる権利（第6条）、養育される権利（第7条）、意見表明権（第12条）、表現の自由（第13条）、思想・良心の自由（第14条）、結社・集会の自由（第15条）、プライバシー権の保護（第16条）、虐待・搾取の防止と保護（第19条）、障害を有する子どもの尊厳・自立促進と社会参加・医療や教育等の確保（第23条）、病気治療と健康増進の確保（第24条）、社会保障を受ける権利（第26条）、相当な生活水準についての権利（第27条）、教育を受ける権利とその機会の平等（第28条）、休息と余暇の権利・遊びとレクリエーション・文化的、芸術的活動の尊重（第31条）など。

5 責務

○この条例には、「子どもの権利の保障」に向けた主な関係者の役割と責任を整理するため「責務」の章（条項）を置きます。

⇒責務に盛り込む内容としては、「子どもの権利の保障」を社会全体で担うことを前提に、保護者と家庭、学校等、施設関係者、地域住民及び関係団体、事業者、

市等の責務を想定していますが、今後の調査研究を踏まえてその他の内容を含めた整理を行っていきます。

6 市の基本的な施策

○この条例には、「子どもの権利の保障」に必要な「市の基本的な施策」の章（条項）を置きます。

⇒盛り込むべき内容としては、広報・普及啓発、子どもの視点に立った情報発信、意識高揚のための取り組みと関連事業、子育ての支援、子育て家庭の支援、子どもに関わる支援者への支援、学習等の支援、社会参加の促進、相談体制等の充実、虐待・体罰・いじめ等の防止のために必要な措置、財政上の措置などを想定していますが、今後の調査研究を踏まえてその他の内容を含めた整理を行っていきます。

7 子どもを守るための具体的な施策

○この条例には、「子どもの権利の保障」に必要な「子どもを守るための具体的な施策」の章（条項）を置きます。

⇒盛り込む内容としては、「子どもの権利条約」（第43条）に基づく「権利擁護機関」を念頭に置いた子どもの相談と救済システムを出発点として、幅広く子どもたちの権利、学び、生活を守れるような機関などの設置を想定しています。

○本委員会の所管事務調査のもう一つのテーマである「幼少期における発達障害の現状およびその相談支援体制について」の調査研究を加味した機関の在り方についても検討していきます。

<参考：権利擁護機関は、既存の相談窓口とは次の点で異なります>

○子どもの意見を聴き、子どもに寄り添いながら相談を受け、問題を解決することを基本にしていること。

○特定の分野に限らない子どもの権利侵害全般を取り扱うこと。

○公的な第三者機関であること。

○関係機関との調整や関係機関への要請・意見表明が、条例に基づく権限として定められていること。

（西東京市子ども条例の逐条解説より）

8 施策の推進と検証

○この条例には、「子どもの権利の保障」に向けた「施策の推進と検証」の章（条項）を置きます。

⇒盛り込む内容としては、条例の推進として、①条例に基づく子どもの権利関連施策の推進計画を策定すること（既存の計画であって、推進計画となりえるものがある場合は、これに位置づけることができる）、②条例の施策展開に関する評価・検証（子どもを含めた）を行うことを明文化する、③P D C Aサイクルに則った見直しの仕組みづくりなどを想定しています。

● 附則

○この条例には、上記の本則に対して、施行期日、経過規定等の附随的事項を定める「附則」の章（条項）を置きます。

⇒盛り込む内容としては、施行期日、施行後の検討（見直し）規定などの必要項目を想定しています。

以上